

前入放年當を築炭夫一氏の多額世給無給の資計五給と  
 日對夫一日有間資給  
 日對夫一日有間資給  
 日對夫一日有間資給  
 ○五月三十日提出の資  
 十一要 來 導 更  
 善を要望するに因る。  
 炭夫有間資給、日對夫有間資給の支給は其の働の替炭夫  
 給十割會連炭夫主計を備へし給炭資給炭夫有間資給、其  
 後五月三十日の公休日を除く日對夫有間資給の支給は同日中  
 題題を考慮し其支給額を減額し給炭資給の備へし給炭夫中の  
 支給（六月一日より實給）を減額し給炭資給の支給炭夫中の  
 支給の額を減額し給炭資給の備へし給炭資給の備へし給炭資給

法人 謝賜會福岡出張所

法人 謝賜會福岡出張所

- す  
 4、現在精練賞與を廢し一箇月收入の一割五歩を加給するこ  
 と  
 5、公休日入替に對しては現在一週間を一箇月間有効とする  
 こと  
 6、労働時間は甲乙交替十時間、時間延長の場合は一時間毎  
 に一步増とす  
 7、本件に關し犠牲者を出さざること  
 ○六月三日提出のもの  
 1、採炭夫支柱夫 最低賃 貳圓五拾錢  
 掘進夫 貳圓參拾錢  
 仕練夫 貳圓貳拾錢  
 日役夫 貳圓